

第46回九州ブロック大会にかかる交通費等について

1 支給対象者

- ア 監督、実施要項に記載がある選手数、支援コーチ、トレーナーとする。
ただし、実施要項に記載がある選手が補欠を含んでいない競技については1人増とし、緊急な場合に備えるため、旅費等の支給対象にすることができる。
支給追加を希望する場合は、別紙回答書を提出し、併せて委任状にも該当選手の追加を行うこととする。
- イ 上記下線該当競技
テニス競技、スポーツクライミング競技、ボウリング競技、ゴルフ競技、体操競技、ソフトテニス競技、卓球競技、フェンシング競技、柔道競技、バドミントン競技、弓道競技、剣道競技、アーチェリー競技、銃剣道競技、なぎなた競技

2 交通費・宿泊費等

(1) 交通費

すべての起点は長崎駅とし、原則として、下記の交通費を支給する。
長崎駅前から各競技会場最寄り駅、バス停等、その他の交通手段往復料金
鹿児島県開催ではない競技についても、競技会場までの公共交通機関等の旅費を支給する。

(2) 宿泊料 協定料金（一泊二日）（消費税込・入湯税及び宿泊税抜別）

支給対象宿泊

原則、競技日の前日から競技終了日の前日までの宿泊費を支給する。
ただし、公式練習や計量等などについては、その前日からの宿泊についても考慮するが、実行委員会等の正式文書の写しなど、確認できるものの提出を求める。

(3) 昼食代 900円（消費税込）

3 留意事項

- (1) 九州ブロック大会鹿児島県実行委員会が配宿した宿泊施設以外に宿泊する場合は宿泊費の支給はできない。
- (2) 支給対象となる監督・選手及び補欠選手は、別紙「第46回九州ブロック大会旅費委任状」（様式1-1～2）により関係の競技団体会長に受領委任をする。
- (3) 県スポーツ協会は、一括して競技団体会長（旅費受領受任者）の指定銀行口座へ、競技開始日の週の一週間前の金曜日に旅費等を振り込む。
- (4) 試合経過等による交通費等の支給後の変更は「第46回九州ブロック大会行程等報告」に基づき、追給・返納処理を行う。
- (5) 委任状及び旅費振込依頼書は、県内申込締切までに提出してください。
- (6) 「第46回九州ブロック大会行程等報告」は大会終了2週間以内に必ず提出すること。
- (7) 様式は、本協会HPよりダウンロード出来ます。ご活用ください。